

## 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について

## (1) 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

国では、人口減少時代の到来、東京への一極集中という課題に対応していくため、平成26年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、「東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来に渡って活力ある日本社会を維持すること」を推進しています。

昨今においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化する「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現、すなわち「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(以下、国総合戦略という)」を策定し、取り組みを進めているところとなります。

一方、地方においては、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国や県の総合戦略を勘案し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、市総合戦略という)を策定するよう努めなければならないこととされています。

本市においては、第2期市総合戦略を策定し「魅力と地域力を高め、住みたい・子育てしたくなるまち」を目指して、地方創生の取り組みの充実・強化を図ってきましたが、第2期市総合戦略も、令和6年度で5年間の計画期間が終了となります。そこで、現在、市の最上位計画として策定を進めている第3次南アルプス市総合計画との整合性を踏まえ、これまでの取り組みを継承しつつ、デジタルの力を活用することで更なる発展を目指す第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めていきます。

## ※「まち・ひと・しごと」とは

- ま ち・・・国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成をすること
- ひ と・・・地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保をすること
- しごと・・・地域における魅力ある多様な就業の機会の創出をすること

## (2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5カ年

## (3) 策定方針

- ・前期までの市総合戦略の取り組みを継承していくこと。
  - ・市の現状と課題に向けた取り組みの導入を検討していくこと。
  - ・国からの財政支援の活用を視野に入れた取り組みの導入を検討していくこと。
- ※デジタル田園都市国家構想交付金や地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)など